

## 宇治市福祉有償運送運営協議会設置要領

### (設置)

第 1 条 宇治市における特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 1 項の規定による設立の認証を受けたものをいう。)等によるボランティア輸送としての有償運送(以下「福祉有償運送」という。)の必要性及び安全の確保について協議するため、宇治市福祉有償運送運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第 2 条 運営協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(道路運送法 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び道路運送法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 道路運送法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

### (協議会の構成員)

第 3 条 運営協議会は、構成員 15 人以内をもって組織する。

2 構成員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 近畿運輸局京都運輸局長が指名する職員
- (3) 関係する公共交通機関の代表者
- (4) 地域福祉に係る職員
- (5) 福祉運送利用の関係者
- (6) 地域住民の代表
- (7) 市長が指名する者

(8) 宇治市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属するものうちその代表が指名する者

3 構成員の任期は、2 年とし再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第 4 条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総括し運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、構成員の内から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 運営協議会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要あると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。
- 5 協議会は原則として公開する。ただし、個人情報の取扱については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第6条 協議会の構成員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、都市整備部交通政策課において処理する。

- 2 有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(有償運送に係るご相談又は通報窓口)

宇治市役所都市整備部交通政策課

連絡先：TEL0774-22-3141 (代)

FAX0774-21-0409

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、運営協議会の運営等に関する必要なことは、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。